

健康保険証の廃止に伴う、 子ども医療費・ひとり親家庭医療費・未熟児養育医療費助成 手続きの医療保険情報の確認について

宇和島市子ども医療費・ひとり親家庭医療費・未熟児養育医療費助成に関する手続きの際は、健康保険証の代わりに、以下の書類の提出をお願いします。

なお、経過措置期間中で有効な健康保険証をお持ちの場合は、これまで通り健康保険証をご提示いただいても問題ありません。

(経過措置期間については、ご加入の健康保険組合等へご確認ください。)

いずれかの方法で医療保険情報を確認させていただきます。

資格情報のお知らせ

ご加入の健康保険組合等から発行されます。

A4版の被保険者情報が記載されているもの
(被保険者の記載がない場合は、被保険者の
資格情報のお知らせもご提示ください。)



資格確認書

ご加入の健康保険組合等から発行されます。

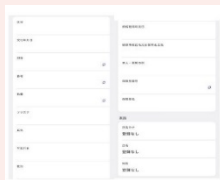
対象者の資格確認書に被保険者名
の記載がない場合は、被保険者の
資格確認書(または有効な健康保
険証)もご提示ください。



マイナポータルでの資格情報画面の写し

対象者の氏名、生年月日、記号・番号、資格
取得年月日、被保険者または世帯主氏名、保
険者名、保険者番号が分かるようにスクリー
ンショットで印刷をお願いします。

※印刷枚数が複数枚になる場合があります。



有効な健康保険証

発行済みの健康保険証は、健康保険証の廃止後も最大
で令和7年12月1日まで有効となる経過措置がありま
す。(有効期限が別に設けられている場合等、それま
でに失効した場合を除く。)

「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」の様式は、ご加入の健康保険組合等によって異なる場合があります。

医療保険情報が分かる書類を用意できない場合

窓口での手続きの際に、マイナンバーによる情報照会を希望される場合は、宇和島市が医療保険情報を確認させていただきます。

(ただし、未熟児養育医療の手続きの際は、上記のいずれかを必ずご提示ください。)

なお、情報照会による確認時間を要する場合は、子ども医療費受給資格証やひとり親家庭医療費受給者証のお渡し後、後日(郵送または窓口)となる場合がございますので、予めご了承ください。

持参するもの

- 被保険者及び対象者のマイナンバー(個人番号)が分かるもの
- 申請者(被保険者)の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)

問い合わせ

● 宇和島市保健福祉部 子育て給付係
各種医療費助成担当 Tel: 0895-24-1111

